**委員会への理事者出席の取扱いについて（案）**

　委員会への理事者の出席については、令和元年９月定例会（前半）において

試行的に次のとおり取扱うこととする。

　試行実施後、その結果について改めて理事者から意見を聴取したうえで議会

運営委員会理事会において今後の取扱いを協議いただく。

|  |
| --- |
| ≪試行実施取扱要領≫１　委員会への出席1. 委員会では、発言通告制を採用していないことから、事前の委員との

調整の中で、答弁が必要とされる理事者及び関連する理事者の絞込みが可能な場合にあっては、理事者側で出席者を限定して差し支えない。(2)　理事者の入れ替えは休憩時に行う。２　欠席届の取扱い以上により、出席しない理事者については、欠席届は不要とする。 |